

令和3年10月29日

第 10 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和3年10月29日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 50 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 51 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 52 号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 議案第 53 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 54 号 農用地区域内の土地に係る非農地証明の時期の変更について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について
- 第 4 号 農業委員会への申請等手続における押印の廃止について

その他

出席委員

- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 柏木 健二 | 2 番 田中 慎二 | 3 番 谷 新子 | 4 番 宮脇 和幸 |
| 5 番 横段 登 | 6 番 高本 光之 | 7 番 立花 達也 | 8 番 水場 光輝 |
| 9 番 今井 満 | 10 番 亀山 博司 | 11 番 秋光 貴志 | 12 番 大道 正孝 |
| 13 番 長迫 秀 | 14 番 新田 隆次 | 16 番 棕開地 省二 | 17 番 本末 満 |
| 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | | |

推進委員

佐伯 健二 高畑 保久

事務局

高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第10回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、14番 新田委員、16番 棕開地委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書、「申請農地位置図」を送付しています。また、本日配付した資料は、資料1「農地利用集積計画（案）」、資料2「議案54号農用地区域内の土地に係る非農地証明の時期の変更について」、資料3「報告事項第4号農業委員会への申請等手続に係る押印の廃止について」、「呉市農地利用最適化推進委員の逝去について」、「呉市公告第86号土地改良事業変更公告（市原地区）の写し」、「農地台帳に関する調査集計表」、「第1回農地パトロール・第2回地区会の日程表」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、音戸町北隠渡2丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で497㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、自作地と借受地だけで16アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、水田には適さない農地で、これから果樹を作付けするということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字小塚〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,738㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地だけで17アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、以前から譲受人が管理しており、将来は果樹を増やしていきたいということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、倉橋町字西宇渡東郷〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,018㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営を行うものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地だけで20アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。譲受人は、持分を譲り受けて、野菜を植えていこうということで、意欲が感じられました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番と5番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町小仁方1丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は684㎡、5番の申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は668㎡で、いずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、4番は譲渡人の自宅から遠方で耕作困難であること、5番は譲受人の要望により、売買及び賃貸借するもので、譲受人は新規就農し、果樹を作付けするものです。営農計画は、ミカンを作付けする予定です。経営面積は、申請地の合計で13アールありますので、下限面積10アールを満たしています。なお、4番の申請地には、譲渡人名義の農業用倉庫が建っていたため、譲渡人から別途農業用施設の農地転用届出書を受理しております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。譲受人は、新規就農で、ミカンやレモンを作付けするということで、意欲的にいろいろやってみたいということでした。現在、安芸津で栽培の勉強をしているということで、頑張ってもらいたいと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、4番と5番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4番と5番は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊町沖友字上西垣内〇〇〇〇番、地目は畑、面積は69㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、体調不良より耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、果樹を作付けするものです。経営面積は、22アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は、住宅地の中にあり、狭いですが、これからレモンを植えていこうということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町先奥3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は575㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するものです。規模等は、貸駐車場12区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、3年前の豪雨で被災した地区で、駐車場として利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、見晴2丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は30㎡の第2種農地です。申請地は、長年通路として使用されており、令和3年2月総会において現状追認で許可したのですが、通路の位置と申請地番に食い違いが生じ、整理が必要なため、取消願が提出されたものです。なお、土地の所有権移転登記は、行われていません。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおり承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり承認と決定します。

議 長：次に、議案第53号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農業経営基盤強化促進事業による利用権を設定し、貸借等を実施したいとの申出につい

て、その内容を調査し、結果をまとめたものが、『資料1 農用地利用集積計画（案）』です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので議案提出したものです。内容についてご説明致しますので、資料1の1ページ1-1をご覧ください。新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、倉橋町字河窪〇〇〇〇番〇ほか5筆で合計面積は、2,747㎡です。設定する権利内容は、賃借権又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に1-2をご覧ください。再設定の申出の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、倉橋町字東大迫〇〇〇〇番〇ほか5筆で、合計面積は5,429㎡です。設定する権利内容は、賃借権の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。次に2ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。3ページをご覧ください。利用権の設定を受けて農地を借りる方の現在の経営面積及び家族構成等が記載されております。なお、本日の総会で決定しましたら、11月1日付けで公告する予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおりと決定します。

議 長：次に、議案第54号「農用地区域内の土地に係る非農地証明の時期の変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地に係る非農地証明の時期について、11月1日申請受付分から、次のとおり変更します。現行は、右側の四角で囲ってあります変更公告日と同日付けで非農地証明ですが、変更後は、総会承認日と同日付けで非農地証明します。具体的に言いますと、非農地証明の対象地が農用地区域内にある場合は、農用地区域内からの除外手続が必要となり、その流れが下の表になります。6月末と12月末の年2回の締切で、これから非農地証明を希望する場合は、先に12月末までに農用地区域からの除外申請が必要となります。右側の12月末締切の流れで説明します。12月末までに除外申請がありますと、市長から意見聴取依頼を経て、1月中旬の農業委員会の現地調査に併せて除外申請の現地調査を行います。変

更後は、この現地調査で非農地であることが確認できれば、非農地証明申請受付が可能です。その後、2月末農業委員会総会において承認することになりますが、変更後はこの総会承認日と同日付けで非農地証明します。その後、計画変更案の公告や県知事へ協議・同意を経て5月末頃計画変更の公告となり、現行は、この変更公告日と同日付けで非農地証明していただきましたので、非農地証明の時期が、これまでより約3か月早くなります。表の下の※印は、広島県のガイドラインによる運用で、「農用区域内の土地は、原則として非農地証明の対象としない。ただし、耕作放棄されて長期間が経過し、将来とも農用地として確保し、利用することが困難又は不適當を認められるものについては対象にできるものとする。」となっており、非農地証明に農用区域内からの除外の計画変更の公告までは求められていないことから、今回の時期の変更に至ったものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおりと決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の6ページから8ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。農地法第4条の規定による届出が2件、農地法第5条の規定による届出が6件、合計8件の届出があり、これを受理しましたので報告します。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。非農地証明について、この1か月間に「非農地判断等に関する事務決裁規程」により証明したものです。非農地証明申請が2件あり、これを証明しましたので報告します。

続きまして、資料3「農業委員会への申請等手続に係る押印の廃止について」をご覧ください。行政手続における市民の負担を軽減し、利便性の向上を図ることを目的として、呉市農業委員会への申請等の手続について、次のとおり運用を変更し、押印の廃止を実施します。1 変更期日、令和4年1月4日受付分より変更します。2 変更事項（1）押印の廃止、申請等の手続に係る書類について、申請者の押印を廃止し、当該押印に代わる本人の署名も要しないものとします。ただし、委任状、同意書、始末書、現認書等本人の意思又は重要な事実の確認を主な内容とする書類については、従来どおり、本人の記名押印又はそれに代わる署名を要するものとします。（2）本人確認等の実施、押印廃止の措置に

に伴い、申請等が本人の意思に基づくものであることを次の方法により確認するものとします。ア本人が受付窓口へ申請等の書類を持参する場合、申請者に運転免許証等公的機関が発行した本人確認書類の提示を求め、申請者が本人であることの確認を行います。イ代理人が持参する場合や郵送の場合等、申請等の書類に本人確認書類の写しを添付することを原則とし、提出された書類全体から判断して、文書の真正性が十分に確認できない場合及び虚偽の申請等が疑われる場合は、電話等により、本人確認をした上で、その申請等の意思を確認するものとします。（３）本人確認等の省略、次に掲げる書類その他の文書の性質上本人以外からの虚偽の申請等が行われるおそれが少ないと認められる書類については、（２）の本人確認等を省略できるものとします。

議 長：推進委員さんから担当区域内の農地の利用などについて、ご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：呉市農地利用最適化推進委員の逝去について説明を行う。

議 長：欠員の補充については、法令上の規定はありませんが、地域の実情に応じて、業務に支障があれば補充に努めるということですので、皆さまから、ご意見、ご感想などはありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようでしたら、今回の場合、地域の実情について、安芸灘地区の農業委員、推進委員の意見を聞いて判断したほうがいいと思われます。後ほど事務局から説明がありますが、11月中旬に安芸灘地区の地区会が開催される予定ですので、地区会で事務局が地元の委員の意見を聞き取り、その報告を受けて、私が判断するというように決定して、会長一任でよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、この件に関しては、事務局から地区会での報告を受けてから決定します。

事 務 局：土地改良事業計画変更公告(市原)について、農地台帳調査について、農地パトロールの日程について説明を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和3年第11回総会は、11月30日 火曜日 午後2時から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和3年第10回呉市農業委員会総会を閉会します。
本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時40分)